

# 工作物等の査定申請書（表）

令和 年 月 日

(宛先)狭山市長

申請者 住所  
氏名  
電話

代理人 住所  
氏名  
電話

下記の後退部分等を狭山市に寄付したく、狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱第7条第2項の規定により、工作物等の査定を申請します。

## 記

### 1. 後退部分等の地名地番

狭山市 \_\_\_\_\_

### 2. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 測量図
- (4) 委任状（代理者が申請する場合）

## 工作物等の査定書（裏）

### (1) 門、塀、フェンス、土留、擁壁等

種類	構造	延長(m)	巾(m)	高さ(m)

### (2) 植木等

樹木の名前	種別	根本周又は樹高(cm)	本数

注1 種別については、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹等を記入して下さい。

注2 高木については、幹周（地面から1.2mの幹周りの長さ）、株物、玉物については枝張りの長さ、その他については、樹高を記入して下さい。

### (3) 地下埋設設備等

種類	構造	規模	支払額	※査定額

※調査日      令和      年      月      日

※は記入しないで下さい。